

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表（令和 7 年 4 月改定）

章（改定後）		現 行		改 定		備 考																																																																							
第4章 一般施工		4－3 排出ガス対策型建設機械の取扱いについて 1 排出ガス対策型建設機械の使用について 当該工事において（1－1－36 環境対策）①表－1、表－2 参照）に示す建設機械（規格）を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境の保全を目的として排出ガス対策型建設機械（以下、排対機械）を使用することを原則とする。 2 排対機械を使用出来ない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下排対機械を含め、排対機械等）を使用することで排対機械と同等とみなす。 3 ただし、リース会社に在庫が無い、自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等の理由により排対機械等を使用できない場合は、書面（協議簿等）により提出すること。 4 施工計画書には、排対機械を使用するか、非排対機械を使用するかを明記すること。 5—施工現場において排対機械等の使用を確認（指定ラベル）できる写真撮影を行い工事監督員に提出すること。 6 排対機械等を使用できない場合については、設計変更の対象とする。 *1 排出ガス対策型建設機械とは、排出ガス対策型エンジンを搭載し、メーカーの申請によって形式指定された機械のことである。 *2 排出ガス浄化装置とは、「建設技術評価制度」又は、「民間開発建設技術審査・証明事業」によりその性能を確認された浄化装置である。 *3 排ガス対策エンジンとは、排出ガス基準値を満足したエンジンで国土交通省で形式の認定を受けたものである。		4－3 排出ガス対策型建設機械の取扱いについて 1 排出ガス対策型建設機械の使用について 当該工事において（1－1－36 環境対策）①表－1、表－2 参照）に示す建設機械（規格）を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境の保全を目的として排出ガス対策型建設機械（以下、排対機械）を使用することを原則とする。 2 排対機械を使用出来ない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下排対機械を含め、排対機械等）を使用することで排対機械と同等とみなす。 3 ただし、リース会社に在庫が無い、自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等の理由により排対機械等を使用できない場合は、書面（協議簿等）により提出すること。 4 施工計画書には、排対機械を使用するか、非排対機械を使用するかを明記すること。 5 排対機械等を使用できない場合については、設計変更の対象とする。 *1 排出ガス対策型建設機械とは、排出ガス対策型エンジンを搭載し、メーカーの申請によって形式指定された機械のことである。 *2 排出ガス浄化装置とは、「建設技術評価制度」又は、「民間開発建設技術審査・証明事業」によりその性能を確認された浄化装置である。 *3 排ガス対策エンジンとは、排出ガス基準値を満足したエンジンで国土交通省で形式の認定を受けたものである。		文言の削除 （土木工事共通仕様書による）																																																																							
第16章 下水道管きょ工事施工管理基準等		16－4 品質管理基準及び規格値 札幌市土木工事共通仕様書 II土木工事施工管理基準の規定による。 道路土工の必須試験であるブルーフローリングについては、省略する。道路土工の現場密度の測定又は飽和度の測定については、下記の通りとする。		16－4 品質管理基準及び規格値 札幌市土木工事共通仕様書 II土木工事施工管理基準の規定による。 道路土工の必須試験であるブルーフローリングについては、省略する。道路土工の現場密度の測定又は飽和度の測定については、下記の通りとする。		文言の削除 （土木工事共通仕様書による）																																																																							
		<table><tr><th>工程</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr><tr><td rowspan="2">道路土工</td><td rowspan="2">施工</td><td rowspan="2">必須</td><td rowspan="2">表型密度の測定又は飽和度の測定（乾質土）</td><td>最大粒径≦5mm JISA1214（砂置換法） 最大粒径>5mm JIS A 1215（浸砂法）</td><td>【砂質土】 （路体）：次の密度への締めめが可能な乾重の含水比において、 最大乾密度の90%以上（幹固め）試験（JISA1210）A・B法。 （路床）：次の密度への締めめが可能な乾重の含水比において、 最大乾密度の90%以上（幹固め）試験（JISA1210）A・B法。 【粘性土】 （路体）：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、 ・空気湿潤率Vaが2%≦Va≦10% ・飽和度Srが80%≦Sr≦95%（路床）：トラフィカビリティが確保できる含水比において、 ・空気湿潤率Vaが2%≦Va≦3% ただし、幹固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。又は、設計図書による。</td><td>路体：1,000㎡につき1回の割合で行う。 ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当り3回以上。 路床：500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は、1工事当り3回以上。 1回の試験につき1穴で測定する。 各試験の「1工事当り3回以上」に該当する場合は、以下を参考とする。これにより近い場合は、監督員と協議すること。 各試験は、原則同一断面かつ、一層の仕上がり層が最大となる箇所で行う。ただし、備き部及び立坑部は人力施工箇所を除く。路体のどちらかで必ず実施すること。 （試験箇所の詳細については別図「各工法における現場密度試験の測定箇所について」を参照） 路体の施工厚が20cm未満の場合は、路体で試験を行わず、路体の試験のかわりに路床で試験をすることができる。路体の施工がない場合は路床で2回行う。 幹固め方法における、人力施工、機械施工とは下表のとおりとする。<table><tr><th>分類</th><th>試験方法</th><th>人力</th><th>機械</th></tr><tr><td>人力</td><td>（水ダコ等）小型機械（振動コンパクター等）</td><td>タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー等</td><td></td></tr></table> 間別工法、推進工法における路体・路床それぞれの試験回数は以下を参考にすること。<table><tr><th>工法</th><th>備き部</th><th>マンホール部</th><th>立坑部</th></tr><tr><td>間別工法</td><td>2回以上</td><td>1回以上</td><td>-</td></tr><tr><td>推進工法</td><td>-</td><td>-</td><td>3回以上※</td></tr><tr><td>2工法併用</td><td>1回以上</td><td>-</td><td>1回以上</td></tr></table> ※立坑部が3か所未満の場合は立坑1回</td><td>・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承認を得て改良土、空気湿潤率管理とすることができる。 ・試験幹土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。 ・管路の埋設等小規模な埋設において、所定力の大きな施工機械が使用できない等の理由により、左の規格値の適用が困難な場合は、別途設計図書による。</td><td></td></tr><tr><td>道路土工</td><td>施工</td><td>必須</td><td>現場密度の測定又は飽和度の測定（乾質土）</td><td>最大粒径≦35mm JISA1214（砂置換法） 最大粒径>35mm JIS A 1215（浸砂法）</td><td>【砂質土】 （路体）：次の密度への締めめが可能な乾重の含水比において、 最大乾密度の90%以上（幹固め）試験（JISA1210）A・B法。 （路床）：次の密度への締めめが可能な乾重の含水比において、 最大乾密度の90%以上（幹固め）試験（JISA1210）A・B法。 【粘性土】 （路体）：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、 ・空気湿潤率Vaが2%≦Va≦10% ・飽和度Srが80%≦Sr≦95%（路床）：トラフィカビリティが確保できる含水比において、 ・空気湿潤率Vaが2%≦Va≦3% ただし、幹固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。又は、設計図書による。</td><td>路体：1,000㎡につき1回の割合で行う。 ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当り3回以上。 路床：500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は、1工事当り3回以上。 1回の試験につき1穴で測定する。 各試験の「1工事当り3回以上」に該当する場合は、以下を参考とする。これにより近い場合は、監督員と協議すること。 各試験は、原則同一断面かつ、一層の仕上がり層が最大となる箇所で行う。ただし、備き部及び立坑部は人力施工箇所を除く。路体のどちらかで必ず実施すること。 （試験箇所の詳細については別図「各工法における現場密度試験の測定箇所について」を参照） 路体の施工厚が20cm未満の場合は、路体で試験を行わず、路体の試験のかわりに路床で試験をすることができる。路体の施工がない場合は路床で2回行う。 幹固め方法における、人力施工、機械施工とは下表のとおりとする。<table><tr><th>分類</th><th>試験方法</th><th>人力</th><th>機械</th></tr><tr><td>人力</td><td>（水ダコ等）小型機械（振動コンパクター等）</td><td>タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー等</td><td></td></tr></table> 間別工法、推進工法における路体・路床それぞれの試験回数は以下を参考にすること。<table><tr><th>工法</th><th>備き部</th><th>マンホール部</th><th>立坑部</th></tr><tr><td>間別工法</td><td>2回以上</td><td>1回以上</td><td>-</td></tr><tr><td>推進工法</td><td>-</td><td>-</td><td>3回以上※</td></tr><tr><td>2工法併用</td><td>1回以上</td><td>-</td><td>1回以上</td></tr></table> ※立坑部が3か所未満の場合は立坑1回</td><td></td></tr></table>		工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	道路土工	施工	必須	表型密度の測定又は飽和度の測定（乾質土）	最大粒径≦5mm JISA1214（砂置換法） 最大粒径>5mm JIS A 1215（浸砂法）	【砂質土】 （路体）：次の密度への締めめが可能な乾重の含水比において、 最大乾密度の90%以上（幹固め）試験（JISA1210）A・B法。 （路床）：次の密度への締めめが可能な乾重の含水比において、 最大乾密度の90%以上（幹固め）試験（JISA1210）A・B法。 【粘性土】 （路体）：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、 ・空気湿潤率Vaが2%≦Va≦10% ・飽和度Srが80%≦Sr≦95%（路床）：トラフィカビリティが確保できる含水比において、 ・空気湿潤率Vaが2%≦Va≦3% ただし、幹固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。又は、設計図書による。	路体：1,000㎡につき1回の割合で行う。 ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当り3回以上。 路床：500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は、1工事当り3回以上。 1回の試験につき1穴で測定する。 各試験の「1工事当り3回以上」に該当する場合は、以下を参考とする。これにより近い場合は、監督員と協議すること。 各試験は、原則同一断面かつ、一層の仕上がり層が最大となる箇所で行う。ただし、備き部及び立坑部は人力施工箇所を除く。路体のどちらかで必ず実施すること。 （試験箇所の詳細については別図「各工法における現場密度試験の測定箇所について」を参照） 路体の施工厚が20cm未満の場合は、路体で試験を行わず、路体の試験のかわりに路床で試験をすることができる。路体の施工がない場合は路床で2回行う。 幹固め方法における、人力施工、機械施工とは下表のとおりとする。 <table><tr><th>分類</th><th>試験方法</th><th>人力</th><th>機械</th></tr><tr><td>人力</td><td>（水ダコ等）小型機械（振動コンパクター等）</td><td>タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー等</td><td></td></tr></table> 間別工法、推進工法における路体・路床それぞれの試験回数は以下を参考にすること。 <table><tr><th>工法</th><th>備き部</th><th>マンホール部</th><th>立坑部</th></tr><tr><td>間別工法</td><td>2回以上</td><td>1回以上</td><td>-</td></tr><tr><td>推進工法</td><td>-</td><td>-</td><td>3回以上※</td></tr><tr><td>2工法併用</td><td>1回以上</td><td>-</td><td>1回以上</td></tr></table> ※立坑部が3か所未満の場合は立坑1回	分類	試験方法	人力	機械	人力	（水ダコ等）小型機械（振動コンパクター等）	タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー等		工法	備き部	マンホール部	立坑部	間別工法	2回以上	1回以上	-	推進工法	-	-	3回以上※	2工法併用	1回以上	-	1回以上	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承認を得て改良土、空気湿潤率管理とすることができる。 ・試験幹土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。 ・管路の埋設等小規模な埋設において、所定力の大きな施工機械が使用できない等の理由により、左の規格値の適用が困難な場合は、別途設計図書による。		道路土工	施工	必須	現場密度の測定又は飽和度の測定（乾質土）	最大粒径≦35mm JISA1214（砂置換法） 最大粒径>35mm JIS A 1215（浸砂法）	【砂質土】 （路体）：次の密度への締めめが可能な乾重の含水比において、 最大乾密度の90%以上（幹固め）試験（JISA1210）A・B法。 （路床）：次の密度への締めめが可能な乾重の含水比において、 最大乾密度の90%以上（幹固め）試験（JISA1210）A・B法。 【粘性土】 （路体）：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、 ・空気湿潤率Vaが2%≦Va≦10% ・飽和度Srが80%≦Sr≦95%（路床）：トラフィカビリティが確保できる含水比において、 ・空気湿潤率Vaが2%≦Va≦3% ただし、幹固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。又は、設計図書による。	路体：1,000㎡につき1回の割合で行う。 ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当り3回以上。 路床：500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は、1工事当り3回以上。 1回の試験につき1穴で測定する。 各試験の「1工事当り3回以上」に該当する場合は、以下を参考とする。これにより近い場合は、監督員と協議すること。 各試験は、原則同一断面かつ、一層の仕上がり層が最大となる箇所で行う。ただし、備き部及び立坑部は人力施工箇所を除く。路体のどちらかで必ず実施すること。 （試験箇所の詳細については別図「各工法における現場密度試験の測定箇所について」を参照） 路体の施工厚が20cm未満の場合は、路体で試験を行わず、路体の試験のかわりに路床で試験をすることができる。路体の施工がない場合は路床で2回行う。 幹固め方法における、人力施工、機械施工とは下表のとおりとする。 <table><tr><th>分類</th><th>試験方法</th><th>人力</th><th>機械</th></tr><tr><td>人力</td><td>（水ダコ等）小型機械（振動コンパクター等）</td><td>タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー等</td><td></td></tr></table> 間別工法、推進工法における路体・路床それぞれの試験回数は以下を参考にすること。 <table><tr><th>工法</th><th>備き部</th><th>マンホール部</th><th>立坑部</th></tr><tr><td>間別工法</td><td>2回以上</td><td>1回以上</td><td>-</td></tr><tr><td>推進工法</td><td>-</td><td>-</td><td>3回以上※</td></tr><tr><td>2工法併用</td><td>1回以上</td><td>-</td><td>1回以上</td></tr></table> ※立坑部が3か所未満の場合は立坑1回	分類	試験方法	人力	機械	人力	（水ダコ等）小型機械（振動コンパクター等）	タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー等		工法	備き部	マンホール部	立坑部	間別工法	2回以上	1回以上	-	推進工法	-	-	3回以上※	2工法併用	1回以上	-	1回以上	
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認																																																																					
道路土工	施工	必須	表型密度の測定又は飽和度の測定（乾質土）	最大粒径≦5mm JISA1214（砂置換法） 最大粒径>5mm JIS A 1215（浸砂法）	【砂質土】 （路体）：次の密度への締めめが可能な乾重の含水比において、 最大乾密度の90%以上（幹固め）試験（JISA1210）A・B法。 （路床）：次の密度への締めめが可能な乾重の含水比において、 最大乾密度の90%以上（幹固め）試験（JISA1210）A・B法。 【粘性土】 （路体）：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、 ・空気湿潤率Vaが2%≦Va≦10% ・飽和度Srが80%≦Sr≦95%（路床）：トラフィカビリティが確保できる含水比において、 ・空気湿潤率Vaが2%≦Va≦3% ただし、幹固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。又は、設計図書による。	路体：1,000㎡につき1回の割合で行う。 ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当り3回以上。 路床：500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は、1工事当り3回以上。 1回の試験につき1穴で測定する。 各試験の「1工事当り3回以上」に該当する場合は、以下を参考とする。これにより近い場合は、監督員と協議すること。 各試験は、原則同一断面かつ、一層の仕上がり層が最大となる箇所で行う。ただし、備き部及び立坑部は人力施工箇所を除く。路体のどちらかで必ず実施すること。 （試験箇所の詳細については別図「各工法における現場密度試験の測定箇所について」を参照） 路体の施工厚が20cm未満の場合は、路体で試験を行わず、路体の試験のかわりに路床で試験をすることができる。路体の施工がない場合は路床で2回行う。 幹固め方法における、人力施工、機械施工とは下表のとおりとする。 <table><tr><th>分類</th><th>試験方法</th><th>人力</th><th>機械</th></tr><tr><td>人力</td><td>（水ダコ等）小型機械（振動コンパクター等）</td><td>タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー等</td><td></td></tr></table> 間別工法、推進工法における路体・路床それぞれの試験回数は以下を参考にすること。 <table><tr><th>工法</th><th>備き部</th><th>マンホール部</th><th>立坑部</th></tr><tr><td>間別工法</td><td>2回以上</td><td>1回以上</td><td>-</td></tr><tr><td>推進工法</td><td>-</td><td>-</td><td>3回以上※</td></tr><tr><td>2工法併用</td><td>1回以上</td><td>-</td><td>1回以上</td></tr></table> ※立坑部が3か所未満の場合は立坑1回	分類	試験方法	人力	機械	人力	（水ダコ等）小型機械（振動コンパクター等）	タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー等		工法	備き部	マンホール部	立坑部	間別工法	2回以上	1回以上	-	推進工法	-	-	3回以上※	2工法併用	1回以上	-	1回以上	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承認を得て改良土、空気湿潤率管理とすることができる。 ・試験幹土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。 ・管路の埋設等小規模な埋設において、所定力の大きな施工機械が使用できない等の理由により、左の規格値の適用が困難な場合は、別途設計図書による。																																														
				分類	試験方法	人力	機械																																																																						
人力	（水ダコ等）小型機械（振動コンパクター等）	タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー等																																																																											
工法	備き部	マンホール部	立坑部																																																																										
間別工法	2回以上	1回以上	-																																																																										
推進工法	-	-	3回以上※																																																																										
2工法併用	1回以上	-	1回以上																																																																										
道路土工	施工	必須	現場密度の測定又は飽和度の測定（乾質土）	最大粒径≦35mm JISA1214（砂置換法） 最大粒径>35mm JIS A 1215（浸砂法）	【砂質土】 （路体）：次の密度への締めめが可能な乾重の含水比において、 最大乾密度の90%以上（幹固め）試験（JISA1210）A・B法。 （路床）：次の密度への締めめが可能な乾重の含水比において、 最大乾密度の90%以上（幹固め）試験（JISA1210）A・B法。 【粘性土】 （路体）：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、 ・空気湿潤率Vaが2%≦Va≦10% ・飽和度Srが80%≦Sr≦95%（路床）：トラフィカビリティが確保できる含水比において、 ・空気湿潤率Vaが2%≦Va≦3% ただし、幹固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。又は、設計図書による。	路体：1,000㎡につき1回の割合で行う。 ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当り3回以上。 路床：500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は、1工事当り3回以上。 1回の試験につき1穴で測定する。 各試験の「1工事当り3回以上」に該当する場合は、以下を参考とする。これにより近い場合は、監督員と協議すること。 各試験は、原則同一断面かつ、一層の仕上がり層が最大となる箇所で行う。ただし、備き部及び立坑部は人力施工箇所を除く。路体のどちらかで必ず実施すること。 （試験箇所の詳細については別図「各工法における現場密度試験の測定箇所について」を参照） 路体の施工厚が20cm未満の場合は、路体で試験を行わず、路体の試験のかわりに路床で試験をすることができる。路体の施工がない場合は路床で2回行う。 幹固め方法における、人力施工、機械施工とは下表のとおりとする。 <table><tr><th>分類</th><th>試験方法</th><th>人力</th><th>機械</th></tr><tr><td>人力</td><td>（水ダコ等）小型機械（振動コンパクター等）</td><td>タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー等</td><td></td></tr></table> 間別工法、推進工法における路体・路床それぞれの試験回数は以下を参考にすること。 <table><tr><th>工法</th><th>備き部</th><th>マンホール部</th><th>立坑部</th></tr><tr><td>間別工法</td><td>2回以上</td><td>1回以上</td><td>-</td></tr><tr><td>推進工法</td><td>-</td><td>-</td><td>3回以上※</td></tr><tr><td>2工法併用</td><td>1回以上</td><td>-</td><td>1回以上</td></tr></table> ※立坑部が3か所未満の場合は立坑1回	分類	試験方法	人力	機械	人力	（水ダコ等）小型機械（振動コンパクター等）	タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー等		工法	備き部	マンホール部	立坑部	間別工法	2回以上	1回以上	-	推進工法	-	-	3回以上※	2工法併用	1回以上	-	1回以上																																															
分類	試験方法	人力	機械																																																																										
人力	（水ダコ等）小型機械（振動コンパクター等）	タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザー等																																																																											
工法	備き部	マンホール部	立坑部																																																																										
間別工法	2回以上	1回以上	-																																																																										
推進工法	-	-	3回以上※																																																																										
2工法併用	1回以上	-	1回以上																																																																										